

「あきた食のチャンピオンシップ2018」開催要項

1. 目的

品質・価格設定・デザイン等に優れ、県内外の消費者に対する高い訴求性を持つ「秋田らしい」県産食品及び工芸品を表彰・PRすることにより、県内事業者の商品開発・改良に対する意欲を高め、新たな秋田の顔となるお土産品等の発掘及び創造と産業振興への寄与を目的とする。

2. 主催

秋田県(事業運営 委託先:(株)秋田県物産振興会)

3. 募集内容

(1) 応募資格 秋田県内に事業所を有する企業・組合・各種団体・グループ及び個人

(2) 応募条件 販売を目的とした商品であること

(3) 応募費用 無料

(4) 募集部門

① 食品部門:農林畜水産加工品、菓子、飲料類 等

※秋田らしさを感じられる商品であり、原材料の全てもしくは一部に県産食材を使用していることが望ましい。

② 工芸部門:小木工加工品等 工芸品

※工芸部門については、食器・酒器に限定するものではない。

(5)募集対象

① 開発商品

平成28年4月1日(金)から平成30年6月21日(木)までに開発した商品で、次に該当しないもの。

ア 過去に開催した秋田県特産品開発コンクールまたはあきた食のチャンピオンシップに応募した商品

イ 販売を前提としない開発品

② 改良商品

過去に秋田県特産品開発コンクールまたはあきた食のチャンピオンシップに応募したのもも含め、既存商品に、味や原料の変更、加工方法や容器包装等の改良をほどこしたもの。

なお、単純に入数を変えたものやパッケージデザインのための改良は対象外とする。

(6)その他

各部門の応募点数の上限は、1事業者につき2商品とする。

工芸部門応募商品については、開発商品、改良商品ともに上限額の目処を2万円とする。

4. 審査

(1) 審査委員 秋田県が委嘱する審査委員により行う。

(2) 審査基準 秋田らしさ、味・デザイン、品質、量産性、市場ニーズ等を勘案して総合的に審査する。

(3) 審査日 平成30年7月11日(水) 午前10時～午後5時

(4) 審査会場 秋田テルサホール

※審査会当日は、応募の方々のブースをご用意しますので、審査委員への試食や商品説明を直接行うプレゼン方式としますので、事業者の方もご参加いただけますようお願いいたします。

5. 表彰(予定)

(1) 表彰内容

- ① 金賞(秋田県知事賞) 各部門から1点 計2点
- ② 銀賞(秋田県知事賞) 食品部門から3点、工芸部門から1点 計4点
- ③ 奨励賞(各協賛団体賞) 各部門から2点 計4点

(2) 表彰式 平成30年7月12日(木) 午前10時～(予定) ※県産食材等マッチング商談会

(3) 表彰会場 秋田テルサ 体育館

(4) 受賞特典

- ① 受賞商品は、表彰式当日に開催される県産食材等マッチング商談会場特設ブースへ展示し、首都圏バイヤー等来場者にPRします。
- ② 県内中間流通事業者による県内外への販路拡大の対象商品とします。
- ③ 首都圏で開催される物産展(秋田フェア(仮))での試食販売を行い、首都圏消費者へのPRと販売を行います。
- ④ その他各地で開催される物産展、あきた県産品プラザ等でも受賞商品フェアの開催等のPRと販売を行います。
- ⑤ 1月に首都圏で開催される県産食材等マッチング商談会に出展料無料で出展して頂けます。ただし、会場までの交通費等は自己負担となります。
- ⑥ 販路拡大を目的としたリーフレットを作成するほか、様々な機会をとらえてPRします。
- ⑦ 県内及び首都圏スーパー等で「あきた食のチャンピオンシップ」受賞商品フェアを行います。

6. 応募

(1) 応募締切 平成30年6月22日(金)

申込書(様式第1号)を提出してください。なお、食品部門に応募される方は、営業許可証(写)等を添付してください。

(2) 申込書の入手方法

① 直接の場合(配布場所)

- ア 秋田うまいもの販売課(秋田県庁第二庁舎6階)
- イ (株)秋田県物産振興会(あきた県産品プラザ(アトリオン地下1階))

② ネットからのダウンロードの場合

- ア 「美の国あきたネット」の観光文化スポーツ部秋田うまいもの販売課のホームページ
 - イ (株)秋田県物産振興会のホームページからダウンロード
- ※ なお、E-mailでの配布にも対応しますので、下記まで御連絡ください。

(3) 申込先・問い合わせ

(株)秋田県物産振興会 担当:齊藤(食品部門)、五十嵐(工芸部門)、矢本(総括)
〒010-0001 秋田市中通2-3-8 アトリオンB1
電話:018-836-7830 FAX:018-836-7834 E-mail: info@a-bussan.jp

(4) 応募にあたっての注意事項

- ① 申込書提出後、別途書類の提出を求める場合があります。
- ② 食品については、食品表示法など関係法令に基づき適正な表示を行うこと。なお、次の機関で出品商品の表示に対する相談ができます。
 - ア 添加物、アレルギー、消費期限・賞味期限、栄養成分などの表示については
・各地域振興局福祉環境部(保健所)又は秋田市保健所
 - イ 名称、原材料、内容量などの表示については

- ・秋田県生活センター(秋田市アトリオン7階) 電話:018-836-7806
- ・北部消費生活相談室(大館市 旧正札竹村ビル1階) 電話:0186-45-1041
- ・南部消費生活相談室(横手市 平鹿地域振興局1階) 電話:0182-45-6103

ウ 上記、アとイの判断しかねるもの、または食品表示全般については

- ・秋田県生活環境部 県民生活課 電話:018-860-1517

③ 第三者の有する特許・商標権等の知的財産権を利用した商品を出品する場合、出品者において必要な許可・承諾を得ること。

ア 【特許・商標権等】について

- ・公益財団法人あきた企業活性化センター 知財総合支援窓口

④ 受賞商品について、関係法令違反や知的財産権に関する問題が明らかになった場合、受賞を取り消すことがあります。

7. 搬入・搬出

(1) 搬入

【常温品】平成30年7月10日(火)午後1時～5時(時間厳守)

〒010-1413 秋田市御所野地蔵田3-1-1 秋田テルサ

* 宛先には「食チャン2018 担当者宛て」と明記していただけますようお願いいたします。

【要冷蔵・冷凍品】平成30年7月10日(火)午前(指定)

〒010-1413 秋田市中通二丁目3-8 株式会社秋田県物産振興会

* 宛先には「食チャン2018 齊藤宛て」と明記していただけますようお願いいたします。

(2) 搬出 工芸部門の応募商品は、受賞作品を除き、審査終了後にお持ち帰りいただけますが、後日送付(着払い)を希望される場合は、秋田県物産振興会までご相談ください。

※但し、搬入及び搬出にかかる費用は応募者の負担となります。

8. その他

(1) 審査の結果、審査員からのコメントがあった全ての応募事業者様に、その内容を記載した審査結果シートを送付いたします。

(2) 食チャン審査会の翌日、同会場にて開催される「県産食材等マッチング商談会2018」へのご出展により、県内外のバイヤー等の来場者に対する効果的なPRを行う事ができますので、商談会への出展についてもご検討願います。(出展には別途、申し込みが必要です。)

(3) 会場では商品の掲示により審査が行われますので、応募者による商品説明・PRをお願いします。

(4) 食品部門は、試食を伴う審査となることから、試食及び展示品を含め、適当量を出品していただけますようお願いいたします。なお、ご返却はいたしません。

(5) 調理及び冷凍・冷蔵保存を必要とする商品については、原則、4階調理実習室をご使用ください。なお、調理及び商品管理は、応募者ご自身でご対応くださるようお願いいたします。

(6) 調理器具及び試食時の小分け用トレイ等は、応募者の方がご準備していただけますようお願いいたします。

(7) 入賞賞品については、翌日からの商談会特設ブースでのPRを実施することから、展示用商品を再度ご提出していただくことがあります。

(8) 入賞商品の展示・紹介・パブリシティへの掲載等の権利は、主催者と応募者が共有するものといたします。